

議案第79号

長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成28年12月6日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例(昭和58年条例第9号)
の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書を削る。

別表(1)を次のように改める。

(1) 研修集会施設使用料

(単位：円)

時間 種別	9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
	町民	町民以外	町民	町民以外
大ホール	370	750	560	1,130
研修室	100	210	160	320
和室	100	210	160	320
小会議室	100	210	160	320
調理室	100	320	160	480

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。